## 鳥取県円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

# 1.推進計画書の趣旨

本計画書は、平成22年6月1日に施行された建築確認手続き等の運用改善を受け、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について(技術的助言)(平成22年5月17日付け国住指第655号)」及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組み方針を定めるものとする。

## 2 . 現状の分析等

## (1)建築確認の処理件数

鳥取県では、特定行政庁である鳥取市、米子市、倉吉市、境港市(4号建築物のみ)の区域を除く県内東部(岩美郡、八頭郡)、中部(東伯郡)、西部(境港市、西伯郡、日野郡)の建築確認審査を、各地域を管轄する総合事務所生活環境局建築住宅課が行っている。

平成 20·21	年度の建	染催認処埋件	釵

	区分	東部管内	中部管内	西部管内	鳥取県計
平成	1-3 号建築物 1	3	9	30	42
20年度	4号建築物 2	7	79	15	101
十反	合計	10	88	45	143
	うち適判物件 3	2	2	6	10
平成	1-3 号建築物	4	10	31	45
2 1 年度	4 号建築物	13	70	5	88
十戊	合計	17	80	36	133
	うち適判物件	0	0	8	8

11-3号建築物:法第6条第1項1号、2号又は3号に該当する建築物

2 4号建築物:法第6条第4号に該当する建築確認

3 適判物件:法第6条第5項による構造計算適合性判定を必要とする建築物

#### (2)審査に要する所要期間の把握・分析

平成 20・21 年度の平均所要審査日数

区分	事前審査		確認申請から確認済証交付				合計	
			確認審査		適判審査			
	総日数	実審査	総日数	実審査	総日数	実審査	総日数	実審査
		日数		日数		日数		日数
1-3 号建築物	18	6	10	3	-	-	28	9
4号建築物	5	3	4	3	-	-	9	6
適判物件	34	11	5	4	20	3	59	18

- 1-3 号物件は、法定審査期間 35 日以内には処理しているが、実審査以外の日数が 17 日となっており、補正等に期間を要している。
- 4 号物件は、法定審査期間である 7 日を超えており、このうち実審査日数に 6 日を要している。

適判物件は、法定審査期間の 70 日以内で処理をしているが、実審査以外の日数に 41 日を要している。特に事前審査の実審査以外の日数が 23 日となっており、1-3 号物件の約 2 倍と補正に相当の期間を要している。

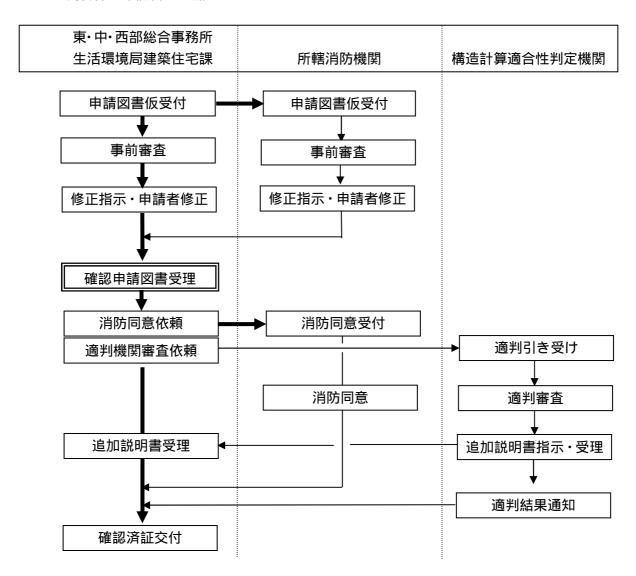
## (3)確認審査の流れ

平成 19 年 6 月 21 日の法改正以降、軽微な不備を除いて申請図書の補正が認められなくなったため、鳥取県では事前審査制度を実施し、申請図書を受理する前に申請図書一式を仮受付して、事前審査を行い、必要な修正を終えた上で申請図書を受理している。適判機関への審査依頼は申請図書の受理後に行っている。

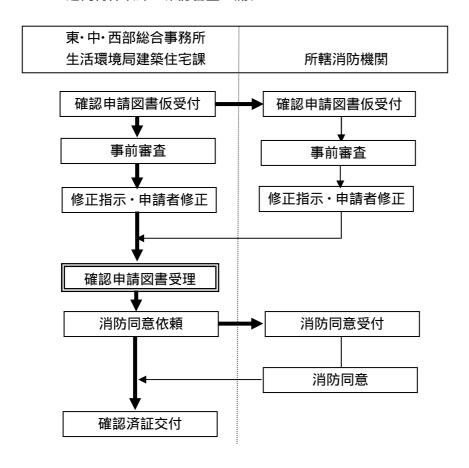
消防同意についても、県が仮受付した申請図書を消防機関に送付し、消防機関が事前審査 する事により、事前審査期間に必要な修正を終えることとしており、申請図書受理後に消防 同意を依頼している。

適判物件と適判物件以外の建築確認の審査の流れを次に示す。

## < 適判物件の確認審査の流れ >

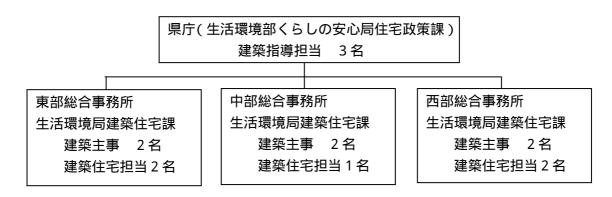


#### < 適判物件以外の確認審査の流れ >



#### (4)確認審査の体制

鳥取県は、各総合事務所生活環境局建築住宅課に建築主事を配置し、建築確認の審査を行っている。また、住宅政策課は、鳥取県建築審査会の運営、条例、施行細則の設定、改正の他、各建築住宅課の連絡調整等の事務を行なっている。以下に鳥取県の確認審査の体制を示す。



# (5)事前相談

事前相談は随時受付けており、法解釈など、個別判断が必要な場合は複数の者で判断することで、回答にバラツキが生じないよう努めている。また、軽易な相談を除き、相談記録を 作成して建築主事の確認を受けている。

重要な事項の相談は、協議書により相談を受けることとしており、協議書に対する回答は 書面で行うこととしている。

#### (6)審査担当者間の調整

審査で疑義が生じた場合は、審査担当者間及び建築主事で調整した上で、必要に応じて住 宅政策課と協議し、県管轄区域における取扱いに差が生じることのないよう努めている。

## (7)指摘事項のバラツキをなくすために工夫していること

確認審査等に係る指針、過去の質疑応答、判例、その他国土交通省住宅局、日本建築行政会議が監修した文献等により、客観的な判断を行うよう努めている。

また、住宅政策課では、審査で生じた疑義等について県内特定行政庁への意見照会を行ったり、鳥取県建築行政連絡会議において協議を行うなどして統一した取扱いを定め、申請者の参考となるようホームページで公表している。

## (8)その他、確認審査に要する期間を短くするために工夫していること

事前審査において、重大な不備や関係法令の手続きの漏れなど補正に期間を要する事項がある場合は、速やかに申請者に連絡して、審査と並行して対応するよう促すことで審査期間の短縮を図っている。

## 3 . 建築確認審査の迅速化の目標設定

建築確認の実効性を確保しつつ、迅速かつ適確な建築確認審査を実施することを目標と する。

特に適判物件については、確認申請の受付から確認済証交付までの所要期間 を概ね 35日以内とすることを目指す。

「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」 がなされた物件を除いた平均値とする。

#### 4 . 建築確認審査の迅速化のための取組み

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化を図るための取り組み方針を以下のとおり定める。なお、従来実施していた事前審査制度は、平成22年度中に廃止することとし、廃止期日は県内特定行政庁及び指定確認検査機関(以下、「特定行政庁等」という。)と協議の上定めると共に、円滑に移行できるよう、その取組みについて県内で説明会を実施すること等により、設計者などの関係者へ周知徹底を図る。

#### (1)確認申請受付時点でのチェック方法の徹底

確認申請の受付に当っては、別に定める進捗管理表に従って、法第6条第3項に掲げる資格要件、必要な手数料の納付、申請図書の記載漏れ、欠落等の有無を確認する。

また、以下のような申請図書は受付けないこととする。

申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落している、添付図書が不足しているなど建築計画が確定していると認められないもの。

必要な関係法令の手続きが行われていないもの。

## (2)審査方法の改善

確認申請の受付後、意匠審査を実施し、高さ制限、容積率制限等に適合しないなど特に建築計画に大きく影響する重大な問題を発見した場合には、速やかに、申請者に対して補正の指示を行う。なお、この場合は、申請図書に係るすべての指摘ではない旨を伝える。

審査に当っては意匠審査、設備審査と構造審査を並行して実施するなど、複数の審査者で 並行して審査を行うように努める

審査終了後は、指摘事項をまとめて別に定める「補正等の書面」により、補正を通知する。 補正等の書面には、補正に必要な期限を記載して、補正及び追加説明書の提出を求めるも のとし、補正に必要な期限は、内容に応じて概ね2週間以内で設定する。

補正等の書面を交付したが、補正期限を過ぎても補正がなされない場合は、法施行規則第2条第7項の「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書(以下「法定通知」という。)」により通知する。

4号建築物は、法定審査期間が7日間なので、審査期間に補正が完了しないことが見込まれる場合は、法定通知により補正を指示する。

補正を通知する内容は、原則は審査担当者から建築主事まで、審査を行った上で通知する ものとするが、その後の審査に影響がある事項など、申請者の便宜を踏まえて、手戻りが 生じることのないよう配慮した上で適宜調整を図るものとする。

## (3)審査体制の改善

円滑な確認審査を行うことができるよう審査体制の充実について検討する。

## (4)構造計算適合性判定との並行審査の策定

適判を要する確認申請は、原則として構造計算適合性判定審査(以下「適判審査」という) との並行審査を行うこととする。ただし、別に定める「構造計算適合性判定との並行審査 の運用」により並行審査に係る事前審査(以下「並行事前審査」という。)を行ない、並行 審査の実施する判断する基準(以下「判断基準」という。)に照らし、並行審査の実施が可 能と判断した場合に、並行審査を実施する。

適判を要する確認申請を受け付けた場合は、確認申請書(1面~5面)の写しを添えて適判機関に送付する。

適判機関に並行審査を依頼する際は、適判機関用の申請図書に並行事前審査での補正事項 を添えて依頼する。

並行審査を行なう場合は、適判審査の補正事項と建築確認審査の補正事項をまとめて、補 正等の書面により、補正を指示する。

適判物件の建築確認審査の流れは以下に示す。

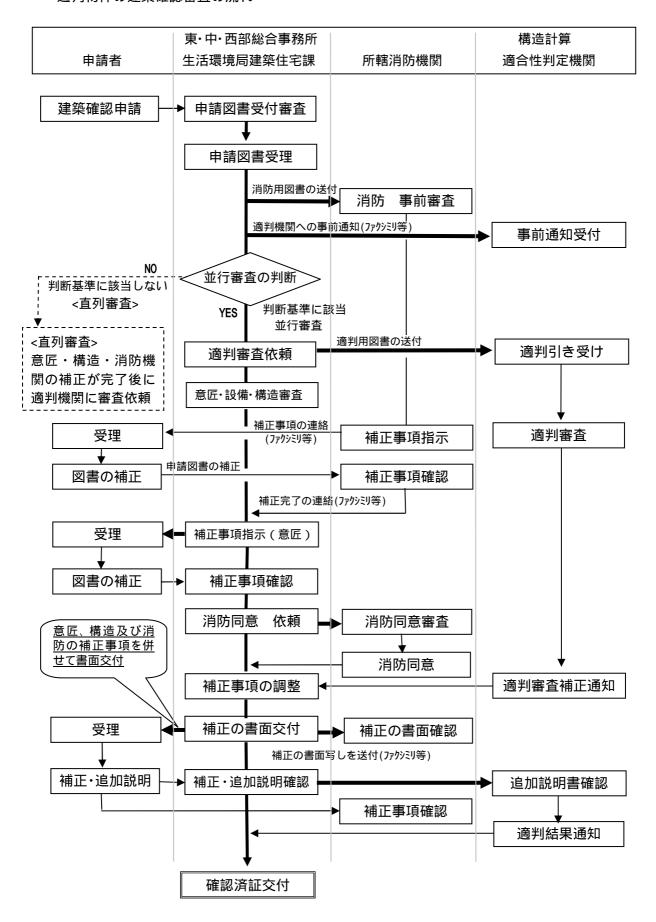
#### (5)消防同意手続きとの並行審査の策定

消防同意審査を要する確認申請は受付後、速やかに所轄消防機関に消防同意を依頼し、消 防同意審査との並行審査を行うことする。

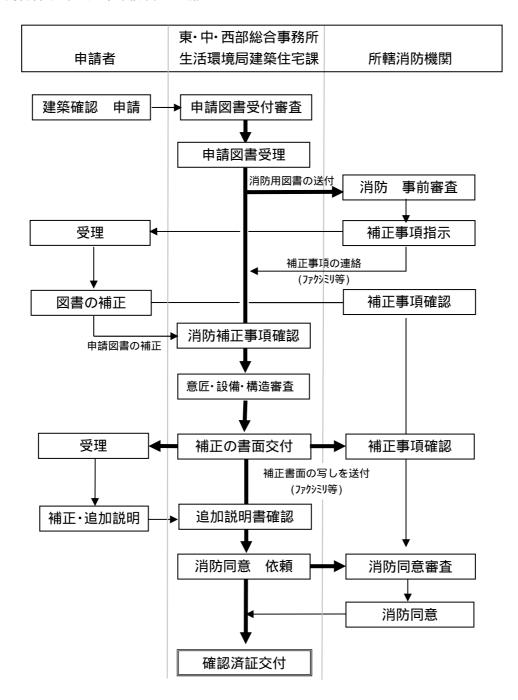
消防同意審査において補正が生じた場合は、所轄消防機関は、申請者に補正を指示し、指示した補正事項を書面等により、建築主事に連絡する。

建築確認審査において補正が生じた場合は、建築主事は補正事項を記載した補正等の書面 の写しを所轄消防機関に送付して補正を指示した事項を連絡する。

建築確認審査による補正及び消防同意審査による補正は、それぞれにおいて申請者が行う。



## < 適判物件以外の建築確認審査の流れ >



## (5)建築行政連絡会議における意見交換の実施

鳥取県建築行政連絡会議において県、特定行政庁等の取り組み、問題点等について、意見 交換を行う。

## (6)その他確認審査手続きの迅速化のための取組みの実施

県、特定行政庁等、消防機関等で構成する鳥取県建築行政マネジメント推進協議会を設置 し、円滑な確認審査の実施に向けて、意見交換、情報共有を行う。

## 5 . 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて、取組み方針を以下のとおり定める。

#### (1)物件毎の進捗管理

確認申請ごとに受付時から確認済証交付までの審査経過を進捗管理表により管理する。 補正等の書面に記載した期限を経過しても補正等の求めに対する回答がない場合は、法定 通知を交付して、審査を終了するものとする。

定期的に確認申請の平均総審査日数、平均実審査日数等を点検し、必要に応じて審査体制や審査方法の改善について検討を行う。

## (2)一般からの苦情を受け付ける窓口等の設置

特定行政庁等で行った確認審査に係る苦情の受付窓口を住宅政策課に設置する。 住宅政策課が苦情を受け付けた場合は、該当する特定行政庁等に苦情の内容を伝え、特定 行政庁等は苦情に対する回答を作成し、速やかに住宅政策課に提出する。 住宅政策課は、特定行政庁等の回答を確認、調整した上で、苦情申立者に回答する。

(3)苦情窓口を通じた審査のバラツキ等の把握、特定行政庁等の調査体制の整備 苦情の内容及び回答は、住宅政策課で整理し、審査による指摘内容のバラツキ等に係るも のは、住宅政策課が特定行政庁等の実態を確認した上で、審査基準、取り扱いを定める。 その他のものについては、苦情の内容に係る特定行政庁等の了解を得た上で、特定行政庁 等に内容を提供し、情報の共有を図る。

で定めた審査基準、取り扱いは、原則としてホームページで公表する。

#### (4)審査員への指導等の取組み方針

審査担当者の審査技術の向上を図ることを目的として、特定行政庁等の審査担当者が参加 する審査担当者研修会を定期的に開催する。

国土交通省等が主催する研修会、講習会に審査担当者を参加させる。

#### (5) その他審査バラツキ是正のための取組み

日本建築行政会議、鳥取県建築行政連絡会議を通じて、確認審査に当たっての運用、取り 扱いについて疑義が生じた事項の明確化を図る。

鳥取県建築行政連絡会議の構成員で、意見交換・情報共有ができる電子掲示版を設けるよう検討する。

鳥取県建築基準法等取扱い等例規集をデータベース化して、審査基準、取り扱いに関する 情報共有を図るとともに、ホームページで公表する。

#### 6 . その他

#### (1)推進計画書の公表方法

- ・公表の方法、時期については今後定める。
- (2)推進計画書を用いた設計者等との意見交換の実施
  - ・民間設計者等との意見交換については今後検討する。

## 構造計算適合性判定審査との並行審査の運用

平成22年7月13日 鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課

#### 目 的

平成22年6月1日に施行された建築確認手続き等の運用改善を受け、建築確認審査と構造計 算適合性判定審査(以下「適判審査」という。)との並行審査の実施にあたり、並行審査に係る事 前審査(以下「並行事前審査」という。)及び並行審査の実施を判断する基準(以下「判断基準」 という。)など必要な事項を定める。

# 1 適判審査と並行審査の実施方針

平成23年4月1日より、建築確認審査と適判審査との並行審査を実施する。

ただし、並行審査は不整合が多いなど完成度の低い申請図書の場合は、かえって審査期間が 長期化するおそれもあるので、並行事前審査を行なった上で判断基準に照らし、並行審査が可 能と建築主事等が判断した場合は、並行審査を実施する。

判断基準に照らし並行審査は困難であると建築主事等が判断した場合には、並行審査を実施しない。

#### 2 並行事前審査の実施

- (1)並行事前審査は、下表に掲げる意匠審査及び整合性審査を行う。
- (2)並行事前審査を行なった結果、審査区分ごとに下表に掲げる判断基準に該当する場合は 並行審査を実施する。
- (3)前項により並行審査を実施しないと判断した場合に、審査結果に基づく補正事項を補正 等の書面により申請者に通知し、並行審査が可能となるような補正を行った場合は並行審 査を実施する。

審査区分	審查事項	判断基準
意匠審査	延べ面積、建築面積 建ぺい率、容積率 高さ制限(道路斜線、隣地斜線、日影等) 避難施設(階段、廊下)	平面計画、立面計画の変更、 再検討の必要がない 構造計画に大きな影響がある変 更がない 局所的な変更、誤記、計算誤り 等の軽微な不備を除く
整合性審査	構造図相互の整合 構造図と意匠図の整合 構造図と構造計算書の記載内容の一致 図面と構造計算書の出力結果の整合 断面算定結果と断面リストの整合 必要な構造計算書の添付の有無	意匠図と構造図、構造図相互に 大きな不整合がない 構造図と構造計算書に多くの不 整合がない 設計ルート、ゾーニングが明確 で適切である

# 3 並行審査を行う場合の運用

適判審査との並行審査を実施する場合の運用は下表のとおりとする。

区分	運用方針
事前通知	適判審査を要する確認申請を受付けた場合は、予約票等により構造計算適合性判定機関(以下「適判機関」という。)に事前通知する。
	並行事前審査により、並行審査を実施しないなど判定依頼予定日が遅延する 場合は適宜、適判機関と連絡調整する。
並行審査	適判機関に判定を依頼する場合は、並行事前審査による補正事項を記載した 書面を添えて送付する。
	建築主事等は建築確認審査による補正事項と適判審査による補正事項を調整し、まとめた上で補正等の書面を作成し、申請者等に通知する。適判機関には申請者等に通知した補正等の書面の写しを送付する。